

平成29年第1回上峰町議会臨時会会議録

会期 平成29年3月3日（金曜日） 1日間 本会議1日

平成29年3月3日第1回上峰町議会臨時会は、町議場に招集された。（第1日）			
出席議員 (10名)	1番 向井 正	2番 吉田 豊	3番 田中 静雄
	4番 碓 勝征	5番 漆原 悦子	6番 井上 正宣
	7番 吉富 隆	8番 大川 隆城	9番 原田 希
	10番 寺崎 太彦		
欠席議員 (0名)			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平	教育長職務代理者	時 津 昌 昭
	会計管理者 岡 義 行	総務課長	江 崎 文 男
	まち・ひと・しごと創生課長 北 村 玲	財政課長	高 島 浩 介
	建設課長 白 濱 博 己	産業課長兼 農業委員会事務局長	小 野 清 人
	住民課長 福 島 敬 彦	健康福祉課長	河 上 昌 弘
	税務課長 坂 井 忠 明	教育委員会事務局長	吉 田 淳
	生涯学習課長 江 頭 欣 宏	文化課長	原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二 宮 哲 次	議会事務局主査	江 崎 智 恵

議事日程 平成29年3月3日 午後1時30分開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長のあいさつ
- 日程第4 議案上程 提案理由の概要説明
(議案第18号)
- 日程第5 議案審議
議案第18号 平成29年度上峰町一般会計予算
- 日程第6 討論・採決

午後1時30分 開会

○議長（寺崎太彦君）

皆さんこんにちは。本日は、平成29年第1回上峰町議会臨時会が招集されましたところ、御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成29年第1回上峰町議会臨時会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（寺崎太彦君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定より、8番大川隆城君及び9番原田希君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（寺崎太彦君）

日程第2. 会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 町長のあいさつ

○議長（寺崎太彦君）

日程第3. 町長のあいさつ。

町長の挨拶をお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

皆様こんにちは。本日、議員の皆様方に御出席をいただきまして、平成29年第1回臨時会をお願いいたしました。1議案を上程させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

これで町長の挨拶は終わりました。

日程第4 議案上程 提案理由の概要説明

○議長（寺崎太彦君）

日程第4. 議案上程、提案理由の概要説明。

議案上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

議案の提案をさせていただきます。

議案第18号

平成29年度上峰町一般会計予算

平成29年度上峰町一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,926,692千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年3月3日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

以上、1議案を提案させていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

ただいま町長より1議案が上程されました。

補足説明を求めます。

○財政課長（高島浩介君）

皆様こんにちは。私のほうから議案第18号 平成29年度上峰町一般会計予算につきまして、補足説明をさせていただきます。

初めに、2月の定例議会におきまして議案第10号として御提案をしておりましたが、その一般会計の予算案と今回提出いたしました予算案で変更のない部分につきましては説明のほうを割愛させていただくことを御了承願います。

なお、変更いたしました今回の予算案につきましては、歳出部分の一部変更ということで、歳入予算の内容及び歳入歳出予算の総額のほうに変更はございません。

今回の予算案の変更の概要としましては、歳出で教育費の学校給食費補助金42,000千円を削除いたしまして、予備費を同額の42,000千円増額しております。

それでは、予算書のほうの準備をお願いいたします。変更部分について読み上げて、御説明とさせていただきます。

初めに、総括表関係でございます。

第1表 歳入歳出予算の歳出の表になりますが、予算書の6ページのほうをお願いいたします。

款の10. 教育費、金額390,411千円、その内訳で下の欄のほうになりますが、項の1. 教育総務費91,132千円。

7ページのほうをお願いいたします。

款の14. 予備費、金額53,982千円、その内訳で下の欄になりますが、項の1. 予備費、同じく53,982千円。

続きまして、予算に関する説明書のほうに参ります。2ページのほうをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書の歳出の表になります。

款の10. 教育費、本年度予算額390,411千円、比較マイナス66,407千円。財源内訳、一般財源266,076千円。

下のほうに行きまして、款の14. 予備費、本年度予算額53,982千円、比較25,603千円。財源内訳、一般財源53,982千円。

ページが飛びますが、70ページをお願いいたします。大分後ろのほうになってまいります

が、70ページです。

款の10. 教育費、項の1. 教育総務費、目の2. 事務局費、節の19. 負担金、補助及び交付金1,237千円。こちらの右のほうの説明欄に、変更前は学校給食費補助金42,000千円が計上されておりましたが、今回、削除しております。

またページが飛びますが、92ページのほうをお願いいたします。

最下段になりますが、款の14. 予備費、項の1. 予備費、目の1. 予備費53,982千円。こちらのほうに先ほどの学校給食費補助金の削除分42,000千円を増額しております。

予算書につきましたの説明は以上でございます。

今回の変更につきましては、通常の補正等では歳入側の財政調整交付金の繰入金、こちらを減額しまして、歳出側の減額との調整を行ってまいります。今回につきましては骨格予算ということで、歳出のほうも当初予算の時点で縮減をしておりますので、当初で財政調整交付金の繰り入れを行っておりません。その関係で歳出での調整は難しいということになっております。今回の予備費のほうを増額を行いまして、歳出側の調整を行って、総額を調整していったというような変更になっております。

以上で議案第18号の補足説明を終わります。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに補足説明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

補足説明がないようですので、これで補足説明を終わります。（「議長、よろしいですか」と呼ぶ者あり）

○7番（吉富 隆君）

実は2月の定例会で否決になったというようなことで、2月は10号議案で出ておりました、一般会計予算は。新たに18号で提案されておりますが、これはきちっと議会運営委員会の中では説明は全部やってくださいよというふうに条件をつけたはずなんだけれども、余りにもこの説明が単純過ぎるんじゃないかと。当初予算ですよ。そうじゃないですか。僕はそういうふうに議会運営委員会では指示を出させていただいたんですが、余りにも簡潔過ぎるんじゃないかというふうに思います。新たにきちっとしてくださいよと。中には2月に質問したかったんだけれども、今回、もう一遍質問したいというふうなことも出てくるであろうという予測の中でそのようにお伝えをしたところでもございました。議長にはそれを執行部にはきちっとお伝えくださいよというお話をさせていただきました。それじゃ、議運は何のためにやったのということになりかねないんでね。中身は皆さん御承知だろうというふうに考えます。しかしながら、18号で新たに提案するんですから、その辺はどのようになっているんですか。

○町長（武廣勇平君）

私どもは、今回当初予算ということでございますので、予算委員会の設置が適當ではないかということで議長にもお伝えさせていただきました。

予算委員会の設置をしていただく中で、その詳細な説明がなされるものというところで理解をしておりましたが、議会運営委員会のほうで予算委員会の設置については必要ないということで聞き及び、今回は給食費の削減案ということで、もう議運のほうでも理解をいただいているものということで臨んでおります。よって、議会の中でどのようにこの取り扱い方を考えられるかは、私どもは整理をされておるといふふうに思っておりましたが、整理をされていないのであれば、予算委員会等の開催を議運でしていただいて説明の場を設けていただければ、私どもは説明をさせていただきたいというふうに考えております。

○7番（吉富 隆君）

実は議会運営委員会の中で、当初予算ですから、新たに提案ということであれば、やはり特別委員会を設置するのが妥当ではないかと。要は議長のほうがそう言われて議会運営委員会を開いたわけですが、日程的にどうしても間に合わないというのは町長選絡みが出てくるので、この当初予算、3日かかっていますからね。そうすると、どうしても告示まで間に合わないから、きちっとした説明をしていただいて議案審議をやりましょうよという流れになったと僕は思っています。だから、きちっと議長に執行部にお伝えをしとってくださいよという話をしたところでした。余りにも概要説明もなか、補足説明もそこだけ、動いたところだけということじゃなくて、きちっと流れ的なものも新たにしてくださいよということをお願いしとったんですよ。だから、執行部の責任とかどうのこうのということじゃないんですよ。きちっと説明をしとってください。そうすれば、スムーズにいくんじゃないですかという話をさせていただいておりました。私も議運の委員長として、それはおかしいよと僕は今思うんですよ。だから、発言をさせていただいておるということだけは理解をさせていただきたいというふうに思います。

○町長（武廣勇平君）

それは初めて聞きましたですね、私は。私どもは予算委員会をやるべきだというふうに、議運の中で予算委員会の話がありませんでしたので、通常、当初予算提案は予算委員会をやるべきではないかということをおのほうから議長に申し上げさせていただきました。

議長のほうから議運のほうにそういう働きかけがあったのではないかとというふうに思い、議運の中でどういう議論がされたか詳細までつまびらかに知りませんが、議運の中では給食費の部分の削減をされたということであれば、それ以上の説明は必要ないというふうに理解されておるものと思ひまして、議案の審議についてはこれから出てまいりますので、そこでお尋ねがあることについてはお答えするというこの用意はしておるわけでございますので、今、言われました冒頭の説明の中で流れ的なもの、議員言われる流れ的なものの説明がない

ということでございますが、これは先般の委員会の中での流れについては、財政状況については私どもがお示ししまして、ストック、いわゆる貯金とか借金とかという部分には触れず、恒常的に回っていく予算の範囲内で給食費の無償化は執行できるものであるという説明をさせていただきましたが、議員の皆様方の中には財政的な心配があつて否決をされたものというふうに私自身は理解をしておるところでございます。

その上で、議員の皆様方の御意見、特に予算委員会の少数意見の内容を重視いたしまして、今回は給食費無償化については削除をさせていただいて、なるべく早い当初予算の通過が必要だということで、先ほど財政課長が申しあげました処理に基づいて、今回、上程をさせていただいているというところでございます。

○7番（吉富 隆君）

今、町長が言われるように、特別委員会が必要だろうというのは町長の考えであつたというふうなことでございましたので、それはそれが順当であろう。しかしながら、町長選絡みの中で、これは3日かかったので、3日という日程をとるには選挙に影響が出るだろうというふうなことで、それはやめにしようよという話であつたと思います。だからこそ、もう一回きちっとした、この18号議案については最初から説明をするように行政のほうにきちっとしとってくださいよということがあつたので、議長と行政の中のやりとりがきちつとなつていなかったんだなというふうに思うわけですよ。そうやったですもんね。（発言する者あり）議運で、そうやったでしょう。（「はい」と呼ぶ者あり）だから、意思統一ができていなかったということなんです。これは大事な当初予算ですから、議長、しっかりしてもらわんばいかんですよ。お願いしておきますよ。

○町長（武廣勇平君）

きちつとしていない、きちつとしていないと言われますが、否決を受けた前の当初予算の予算委員会で、その我々の立場の説明はもうされていますし、その流れ的なものというのは、その経過の報告でしょうか、それを冒頭の中でちゃんとこちらから説明するような、私は聞いておりませんし、議長さんにそういうふうに言われていたわけですか、経過の説明について執行部から説明をさせるようにということと言われていたのなら話は別ですけども、私どもはそのように理解しておりませんでした。

その上で、ちょっと今回提案をさせていただいているものについては、議長としっかりお話をさせていただきながら提案させていただいております。

また、選挙があるから、選挙があるからこういう形でやっているということではございませんで、先ほどから申し上げていますように、骨格予算でございますから、処理としては、先ほど財政課長が申し上げたような形で提案せざるを得ないということを御理解いただきたいと思ひます。

○7番（吉富 隆君）

提案については理解をしているつもりですからね。いや、選挙が問題じゃないとするなら、これは特別委員会つくりましょうよ。そうなるんでしょう。だから、そういうことはできないだろうと思い、議運の皆さんと協議をした結果、それはやらないかわりに、18号議案で出るとするならば、きちっと説明をしてくださいよというお願いをしとったつですよ。それは気を使ったつもりなんだけどね、まあ、そういうことに町長が御理解をされたとするならば、これは大変なことなんですよ。そうでしょう。

だから、僕は気を使ったつもりです。議運の皆さんも気を使われて、そうしただけであって。概要説明もしてくださいよ、補足説明もきちっとしてくださいよというお願いをしとった。しかしながら、中身については2月の定例会で出ているけんよかろうもんという話もありました、それは。しかしながら、最終的には議運ではそういうふうな結末をしたので、それは守ってもらわなければならないというふうに思います。

ただ、町長さん、来とればよかったんよ、議運で。執行部を入れるということであつたんだけど、総務課長だけであつたということなんです。だから、町長の考え方としては理解をしていますよ。議会でどうあるべきかということなんだろうと僕は思います。

○町長（武廣勇平君）

選挙に気を使って予算委員会の審議の日程が変わるということ、そういうことはあるべきじゃないと思いますよ。基本的に執行期限が迫っているものがあるから早目にするとか、あるいは皆さんが、私が正式に、公式に聞いたように、議会としてこの問題についてはさきの議論の中で十分されていて、結論も見出せているから、ですから、今回は省略するというところで聞いておりましたけれども、今、新たにこの選挙のために気を使っていただいているということですが、私どもはそのように聞いておりませんでした。

当初予算、委員会が必要であれば、どうぞやっていただきたいと思います。私はこれは議会のマターですから、執行部が入っていないということを言われますけれども、議会の中で、まさに議運でお決めになる話じゃないですか。それを執行部が入らんとらんことを問題にされる覚えもございませんし、通常の議会運営委員会はその市町でも議会の運営委員の方々にされているそうでございます。うちみたいな形態は珍しいということでございます。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

私は議運の委員長として、議長の指示がないと議運は開けませんので。議長の指示では執行部も入れますよということであれば、当然、町長は入ってくるものと、こう理解しておりましたよ。総務課長だけお見えになつとった。それにも誰もいろいろ言う人はいなかった——ということですよ。だから、やっぱり議長さんがきちっと説明をしなかったから、町長はそんなふうにとられると思う。私はそう思いますよ。

議会はどうあるべきかということに、やっぱり原点に戻るべきであろうというふうに思い

ますし、この臨時議会については、いろいろもう僕も申し上げませんが、やっぱりそういうきちっとした形を今後はとっていかざるを得ないと、とっていくべきだと。僕は議会の立場、議員の立場でそう判断しているわけですから。

やはり議会というと、議長さんの許可がないと何でんできんですもんね。だから、議長さんからの御指示があって、議運のメンバーの方に御連絡をして、内容等については執行部を入れますからということであったので、町長が来とらんやったとか、来ていなかったの、来ていなかったでしょうと言いよっだけのことであって。そういうことでございますので、町長のほうも御理解をいただきたいなというふうに思います。

○町長（武廣勇平君）

では、しっかりしてください。議会の運営委員会やら、いろいろな会議の通知、開催後に文書で出されます。決裁する前に皆様方は私どもの関係担当職員についても、呼んでいるのは口頭で呼ばれているだけで、文書でちゃんと下さい。私の決裁を受けて職員が入るような形をとっていただきたいと思います。そこまで言われるならですよ、ぜひよろしく願います。

○7番（吉富 隆君）

当然、町長が言われるとおりでと思います。そのとおりでと思います。議運の委員長から町長に出すものではない。議運は議長に報告して議長が出すべきですもんね。だから、きちっと議長にするように今後はさせますので。そうでしょう。

僕は委員長として、僕は直接出すということではできないんですから、ルール上。そういうことは執行部も御理解をいただきたいというふうに思います。

議長、済みません。そうしますと、概要説明等々も簡単だったことについても理解をせんわけじゃないけれども、この18号議案の中身については、全体的に質問はしていいということとで理解してよろしゅうございますか。

○議長（寺崎太彦君）

はい。

○7番（吉富 隆君）

はい、わかりました。

○議長（寺崎太彦君）

補足説明がないようですので、これで補足説明を終わります。

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第5 議案第18号

○議長（寺崎太彦君）

日程第5．議案審議。

議案第18号 平成29年度上峰町一般会計予算。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○7番（吉富 隆君）

それでは、お尋ねをさせていただきます。

議案書の34ページ。

節の13. 委託料のところでございます。ふるさと納税業務委託料の106,000千円の件についてでございます。

中身としてお尋ねしたいのは、今後、予算が成立した場合、どのような形で入札方法をやられるのか。委託ということでございますので、委託になるのか、ならないのか。そこら辺をまずお尋ねいたします。

それともう一点、その下のWEBプロモーション委託料の内容説明をお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

ふるさと納税業務委託料についてお答え申し上げます。

詳細は明らかに予算委員会でさせていただいておりますので、その点は割愛させていただきます。業務委託につきましてもの答弁をまずさせていただきたいと思っております。

このふるさと納税業務委託につきましても、非常に専門性の高い分野であること、また、知見を有する者でないと運営できないという観点から、法律の専門家のほうに確認をした上で、先般から、昨年からはプロポーザル方式での委託を進めてまいりました。

今年度も業務のボリュームが随分ふえていることもございますし、また、中身についてECサイト自体の内容も随分変更が加わっているというふう聞いておりますし、その点も含めまして、また法律の専門家にしかるべき適切な御判断をいただいた上で業務委託をしていきたいということで考えております。

また、WEBプロモーション委託料につきましても、先般、吉富議員とこのふるさと納税業者の方と私と三者でお話しさせていただいた機会がございましたけれども、これについては、より専門性の高いものでございます。リスティング広告であったり、ウェブ上にさまざまな看板、矢印を設けて、上峰町のページビューをふやすということを行っていただく委託料でございます。昨年、かなり一定の成果を見たところでございますが、件数がふえているということだけでなく、期間的に限られた時間内でのWEBプロモーションしかできなかったものから、ことしは年間を通じてのWEBプロモーションができるような環境づくりということで考えさせていただいております。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

ふるさと納税業務委託料については、もうプロポーザル方式でやるというような御回答でございますが、今から3月いっぱいまでに合うのかなと心配をしております。なぜならば、公募をまずしてから、それなりの時間がかかるであろうというふうに考えます。大体、今ま

でこのプロポーザル方式では、1カ月近い時間がなされているようでございまして、本当に間に合うのかどうかという感じをいたします。

と同時に、もう一つ、私はこの問題につきまして私は反対の立場をとらせていただきました。そういう観点から申し上げますと、この業務委託がやはり今のジッパーに委託されるのではないかというふうに考えます。そうしたときに、このジッパーのところを若干僕も調べさせていただきました。その中で納入者であるということなんですね。2月の定例会ではっきりと出てきました。

そういう観点からすると、納入者が委託を受けていいのかどうかという問題に私は疑問を持ったわけですよ。だから、この106,000千円の中身については理解するものの、丸投げで委託というのはいかがなもんかという話をさせていただく中で、どうしても納得がいかないので、僕は反対の立場をとったわけですから、ここら辺についてはもう少し具体的に御説明をお願いしたい。

○町長（武廣勇平君）

まず、今現在、委託を受けている業者がとられると、来年もこの委託料の契約をプロポーザル方式でと言われましたけれども、とられると言われる根拠がちょっと私にはわかりません。プロポーザル方式であるかどうかとも言及は先ほどの私の答弁ではしておりません。法律の専門家にしっかり確認した上で適当な契約形式、昨年の方はいたしました、プロポーザル方式で契約をしたということを申し上げましたが、今年度はどのような形態、形式が適当かについて、何度も申し上げますが、弁護士の先生、法律の専門家の方々にお聞きをした上で、随意契約も多岐にわたる契約形態がございまして、どういう形態が適当かについて御示唆をいただいた上で、委託をしていくことになるというふうに理解をしていただきたいと思います。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

よく弁護士さんとの相談というようなことも理解せんわけではございません。議会の皆さんが納得いく説明がないと議会通りませんので。私はこの予算については通さなきゃいけないと、根本的に思っています。だから、納得いく説明をしていただきたいというのが私の考え方であって、プロポーザル方式は今までやってきたということなんですよ。それは理解します。

そうしますと、今後についてはどういう方向性を持ってやられるかというのはまだ決まっていないということなんですよ。そうでしょう。いや、プロポーザル方式ですか、しないかもまだわからないということなんですよ。何でもかんでもプロポーザル方式ということには僕はならないと思っていますし、この件以外についても、これはやっぱり町で決まり事ができているはずなんで。そういうことも少し勉強させていただきました。

しかし、この問題につきましては、今後、予算を組む中で説明をきちっといただいておりますと、僕はできないと思っています。それが予算委員会のネックだろうというふうに考えます。

だから、私はふるさと納税については推進派です、やりなさいよという中で、やはりきちっとした議会は説明をするべきだと思っていますから。そうしないと、後で困ることが起きてはならないと僕は思います。そうでしょう。ふるさと納税委託ですから、もう委託に限るんですから。業者選定が違うところに行く可能性だってあるわけですよ、そうでしょう。

今から、じゃ、委託業者、プロポーザルかどうかわからないと町長言われるので、それはそうといたしましても、3月31日まで間に合うのとか、提携が間に合うのかという心配をしているから、きちっとした御説明をいただきたいというふうに申し上げているところでございます。そうしないと、なかなか議員の皆さんが、一人一人皆さん勉強されておられると思うので、私は議会の立場から申し上げているわけですから。当然、この当初予算というのはここだけでつまづくわけにはいかない。一括上程ですから。そういうことも私も視野の中に入れて御質問をしているわけですが、質問というよりもお尋ねをしているんですよ、どうなるのって。委託ですから、そうでしょう。委託料ですから、もう委託ということなんですよ。

それと、今までの説明の中でも、大体40億円の当初予算がされております。その中での106,000千円だと思います。そうしますと、例えば、5億円上がった、40億円が45億円になったら、また4,000千円程度の上積みをしなくちゃならないという説明もございました。ですね。それは恐らく補正で上がってくるだろうというふうに考えます。それはそれとしていいにしても、ここに行く矛先。予算委員会のとて言っておかなきゃ、後で物言えませんか。そこら辺の納得いく説明をお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

まさに今のは執行、管理、運営の話ですよ。要するに今回は委託料の上程をさせていただいて、その委託料の中身と今後の方向性については先ほど申し上げました。どのような契約形態が必要かについて見直す理由は、随分ECサイトの中身も変わっており、継続性が必要という観点もありますが、本来、こういう専門業者との契約形態についてはどのような契約形態が適当か、2年目、3年目を迎える契約形態としてどのような契約形態が適当かについて確認をするというところでございます。それが業者も、ある程度、たればの話で、その先の説明をせると申されても、ちょっと我々はこれから先、どなたがこの管理運営をされていくか、まだ選挙も控えておられてわからない中で、議員に問題点を指摘、ここが問題点ですよというようなやりとりは成り立つわけがないというふうに思いますので、先ほどから繰り返し申し上げておりますように、このWEBプロモーションの委託料、ふるさと納税業務委託料については、委託をするという方向性だけは決まっておりますが、契約形態まで、また、どの業者さんとどのような契約の形で町が契約を結ぶことになるかについては

まだ未確定、未定の状況でございます。

○7番（吉富 隆君）

予算が通らんと、どこの業者にするというようなことは今からの話であろうということは理解をしていますよ。理解はしています。しかし、お尋ねをしているんですから、方向性がある、方向性というのはもう委託ということで決まりなんですね。そうでしょう。だから、今後どうするかということは委託ですから、どこの業者になるかわからないということは理解をしています。しかし、方法論として、どのような形をとられるんだろうかという心配をしておりました。いろいろな方法はあると思うんですよ。もう委託だから、ほかのことは言えないね。随契とか行政でやるということにはならない。判断せざるを得ない。

ただしかし、予算が通らないと、町長、行政動けんということは理解しますよ、動けない。（「言っていることがわからない、全然」と呼ぶ者あり）そうでしょう。（「わからない」と呼ぶ者あり）この予算通らなきゃ、誰にどう業者をするということはできないでしょうと言いよつとですよ。（「否決されれば、そうですね」と呼ぶ者あり）そうでしょう。

だから、これは僕は通すべきだと思っておりますので、そういった中で方向性がわかればということでお尋ねをしている。それができないといえ、できないでもいいわけですよ。今後、委託先が決まれば、そのときまた質問をさせていただきたいというふうに考えるんですよ。そうしないと、ここで発言をしておかないと、後、本当にできません。私はこのプロポーザル方式というのは便利なことだと思っていたんですが、普通、指名競争入札であれば、50,000千円以上、議会の了解が要ることになってはいますが、委託は幾らでもせんでいいわけですよ、そうなっていますから。そうすると、議会には表向きの何でもわからんですもん。

今、予算の時期にお話をさせてもらわないと、後、物言えない。町民から「議会何しよっか」て怒られます。ルールというのは、町民の皆さんになかなか理解をしてもらえない部分があるんで、やっぱりこのとき言っておかないとできないと。これ、40億円の話ですから、半端な金じゃないんですよ。40億円ですよ、当初予算計上しているんだから。ここに質問せん自体は僕はおかしいと思っておりますので、そこら辺については理解をしていただきたいなというふうに思います。

当然、議決がないと、方向性は出せないよという部分も理解した上でお尋ねをしているんですよ。今、町長も選挙の話ちょろっと出しました。一番議運で心配しているのはそこだったんですよ。そういうことも行政も理解をしていただきたいなと思います。

この件については、予算が議決なされないと方向性は出せないよ。しかしながら、委託ということには決まっているよという話で理解しとってよろしいですか。

○町長（武廣勇平君）

委託料を計上させていただいています。議員は何かこの間からもとの職員体制でふるさと納税やることを求めておられるような発言がありましたが、まさに議員初め、議会の一部の

方々が職員体制でやっていたときの長期労働時間、労基法に違反するのではないかということ、マスコミさんも傍聴者もいらっしゃいますが、私どもは言われていまして、ブラック企業になるのではないか、あるいは超勤も限度を超え過ぎているのではないかということを受けて、委託にして、労働基準法の範囲内でちゃんとおさまる形で、今、業務委託業者がやっただけでいる、その経緯をいま一度思い出していただきたいと思います。

その上で、委託でないほうがいとされる理由があれば、ちょっとお聞きしたいところがありますが、この委託に丸投げという言い方ですが、商品の開発の決裁は全て役所の中へ上がってきておりまして、委託をしている部分については業務を委託しているわけがございます。全て丸投げという表現は、我々が全く商品のアップデートについても、また、更新についてもタッチせず、お金のやりとりについても管理監督をしていないというような表現に聞こえますが、そうした意味では丸投げではございません。きちっと管理し、書類もペーパーも残しているというような状況でございます。

ただし、効率のよいように、日々の日計で全ての詳細な情報を上げる必要はないということとなっておりますことと理解しております。

委託をすることについては、当時、議会の御了解を得て、この委託について始まったわけでございます。それをやはり職員体制でふるさと納税業務をやるということに戻すという判断をされるのであれば、それなりの理由が必要ではなかろうかというふうに考えております。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

町長、私の質問をよおと聞いてってくださいよ。私は行政でやれとは言っていない、今でも。そうでしょう。随契にもできないですもんね、行政でやることもできないですね、委託ということが決まっているんですねという話をさせていただいておりますから。そうでしょう。

丸投げの話が出ました。私は一部委託については、議会の皆さんが全員一致で理解したと思っております。それは一部ですから、24,000千円の話になろうかと思っております。その中で、行政が今まで仕事をされてきた分、金額的に82,000千円程度になるでしょう。合わせて106,000千円という話なんですよね。だから、丸投げじゃないかと僕は言っているわけ。それは行政が戻たかかないと、委託業者は動けないので、それは理解しています。

そういったことも含めたところで、やっぱり納得いく説明が必要であろうというふうに思いますし、また、この予算が、議決がないと方向性は出せないということであるから、それは理解しましたよという発言をしていますので、それは町長理解してくださいよ。ですね、当然そうだろうと僕も理解した上で発言をしているので、そうでしょう、町長。

○町長（武廣勇平君）

そうでしょうと言われましても、そうじゃないので、ちょっと反論しますが、委託料が1

億円にふえている、ふえている。それを業者に増額させて丸投げしているみたいな、そういうレッテル張りをしないでいただきたいと思うんです。これは予算委員会でしっかり御説明申し上げました。

業務委託については、実際の業務委託部分、件数が10万5,000件から21万件ぐらいまでふえたことでボリュームが出ております。よって、ここの部分については業務委託24,000千円で昨年度は委託しておりましたが、その部分の増額は、議員が理解されたように、40,000千円ぐらいの委託料に増額をしております。その他の60,000千円ぐらいにつきましては、業務委託に附帯する、例えば、消耗品費であったり、PR費であったり、封筒代であったり、通信運搬費であったり、附帯する事務経費でございます。その事務経費については、これまで委託をしているにもかかわらず、まち・ひと・しごと創生室のほうで予算を持っていたものだから、ここから発注業務をしなきゃいけない、本当は委託業者のほうでやれば効率がよいにもかかわらず、まち・ひと・しごと創生室を経由しているものですから、そこは効率化を図ろうということで委託業者のほうに乗せるべく、今回、委託料を組ませていただいているという説明は再三にわたってさせていただいていると思います。

よって、ちょっと細かな話になりますが、ちょっと変な話になっていかないように、私は気をつけて発言をさせていただきたいと思います。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

私は変な方向に行っているような発言はしていないと認識しております。

やっぱり議会の立場と行政の立場の考え方の違い、ギャップが出ているんですよ。それは予算委員会の中でも、特別委員会の中でも、そう申し上げてきました。理解ができないから、僕は反対のほうにもさせていただいたんですよ。委員会と一つも変わらんような答弁なんです。僕は納得できないからお尋ねしているんですから。そうでしょう。

特に、行政でやっておった仕事が82,000千円程度になるわけですから、24,000千円足し算すれば、106,000千円になるわけですから。ただ、ボリュームがふえたからね、そこら辺に増額というのは理解しますよ。20億円から40億円から45億円になったので、事務経費は当然かかるだろうと。それは理解していますよ。ただ、行政もそういった細かいところのチェックは、しよんさろうと思うばってん、やっぱり行政でそこをやったほうがいいだろうという考え方なんです。

効率的には委託がいいということで、町長そう答弁されますが、一部委託というのは私も理解して今できました。だから、委員会の中でも再三これは問題になった案件ですよ。僕は個人的に納得できないと反対させていただいたということなんです。

今後、この予算のときに発言をしておかないと、方向性が出たときに物言えませんか、議会の立場から。だから、お尋ねしているんですよ。その辺は町長理解をしていただきたい

というふうに思います。何ら問題にある方向の発言は僕はしていないと思っています。議員の立場から問題ないと僕は認識しております。

そういうことですので、この件については、要するに議決がないと方向性は出せないよということですので、それはそうでしょう。委託業者が決まった暁には、またこういう質問をさせていただくということで御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（寺崎太彦君）

済みません、7番議員の質問で3月31日まで間に合うとか、委託業者がとか質問があったようなんですけれども。

○町長（武廣勇平君）

いや、委託料を組んで、当初予算として骨格でいただければ、4月1日からの執行に間に合うようにするのが行政の務めだと理解しております。

○議長（寺崎太彦君）

よろしいですか。

○7番（吉富 隆君）

WEBプロモーション委託料の件でお尋ねをしているので。

○町長（武廣勇平君）

先ほどから申し上げますように、WEBプロモーション委託料というものは、これはもう議員にも納税業務業者からも御説明をされた経緯があると思いますけれども、リスティング広告を打つことであったり、あるいはページビューをふやすためのさまざまな追っかけ型ポップアップの広告を出していくことであったり、また、日々の日計のページビューの増嵩をはかるためのシステム上の何か組み立てをしていただいたり、そういうことであるというふうに聞いております。

私が今、話した内容以外でWEBプロモーション委託料の中に組み込まれるものについては、まち・ひと・しごと創生室長のほうから答弁をいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

先ほどの町長の答弁に一部補足をいたします。

このWEBプロモーション委託料に関しましては、基本的にふるさと納税の寄附金の受け付けは、インターネット上のサイトを通じて行っておりますので、やはりインターネット上で寄附者の方の動向ですとか、あるいはどういう時期にどういった返礼品が人気があるか、そういった、いわばマーケティングを行うことによりまして、最適な時期に、最適な種類の商品を返礼品を出していくと、そのためのさまざまな分析を行っております。

それから、寄附をいただいた方に対してはメルマガ等を出して、再度寄附をいただくような工夫もしておりますし、また、インターネット広告を最適な方法で最適な時期に行うということで、そういった業務をIT関係の企業のほうに委託で出しているものでございま

す。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

まず、WEBプロモーションというのは会社名ということで理解していいんですか。

○町長（武廣勇平君）

ウェブプロモーションと呼びます。通常、ウェブサイトとか、ウェブというのはインターネットのことを示すものでございまして、会社の名前ではございません。

○7番（吉富 隆君）

なかなかこの横文字には弱いもんですからお尋ねをさせていただきました。

と同時に、この10,000千円の問題につきましては、私は勧めたほうでございました。事実、そうでしょう。これも無理やり通したんですよ。恩着せがましいようですが。そうした結果が、町長いわく、40億円、45億円になったんだよという報告を受けましたので、それはよかったねという話をさせていただきました経緯がございます。しかしながら、前年度については10,000千円であったと。しかし、15,000千円に膨れ上がっているのです。そのときの説明は、ふるさとチョイス、よく出てきますよね、その下支えをする会社ですよと説明を受けていました。僕は。だから、やんなさいと、ふえることはいいじゃないかと言ったときに、ふるさと納税の寄附がどのくらいの金額ですかと僕がお尋ねしたら、北村室長さんは20億円と言いきったですもんね。議事録見てください、間違っていない。でも、40億円になった。それでいいじゃないですか。

これ、考え方があるんですよ。10,000千円使って、前年度が20億円でしたから、20億円よりか下がらんぞ、効果が出たという判断なんですよ。でも、しかし、45億円になったと。すばらしいことじゃないですか。だから、この増額したことについては、件数がふえるからとか、いろいろな要項があって5,000千円ふえたんだろうと思うんですよ。その内容を説明してくださいとお願いしよつとですね。それと会社名もお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

お尋ねの件は今年度10,800千円予算を計上しておりましたが、この業務が来年度の当初予算におきまして15,056千円で計上している理由ということのお尋ねかと思えます。

これにつきましては、今年度は6月補正で計上させていただきましたので、来年度は4月から3月末ということで、その分、契約期間、業務の期間が長くなりますので、そういったことで費用がかさむというふうに御理解いただければと思えます。

それから、業者名ということでございますが、これは当然、来年度のまた委託業者は、しるべき方法で選定をしたいと思っておりますが、今年度の受託企業につきましては、ウェアサーブという会社に委託をさせていただいております。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

そのような説明を私は最初から求めておったんですが、去年は6月からやったよという話でございますが、じゃ、3カ月間に5,000千円近くのコストがかかるのって、こう僕は言いたいんですよ。そうじゃなくて、きちっとこういうことだから、こうなりますよという説明をしていただければ、何の問題もないと思うんですよ。そうでしょう。1年通してやるのが当初予算ですから、その中で予算よりもオーバーした、予算以上かからなかったという話になるだろうと思うんです。だから、委託だから、それ出てこないであろうと思います。そうでしょう。この金額でやってくださいということで委託をする。しかし、増額は出てくるだろうと、件数がふえれば。そういう問題じゃないんですか、ここは。

○町長（武廣勇平君）

そういう問題じゃございません。WEBプロモーション委託料は、先ほどから申し上げていますように、去年は期間限定で6月からの執行中ということでやっていたと思いますが、主にリスティング広告とあって、ウェブ上の中に検索ボックスの下に広告が並ぶことがあると思いますが、あれは予算が毎日毎日かかっていくわけでありまして、その部分はその期間が延びれば、それなりの増額が必要になると、予算が必要になるということで御理解いただければと思います。

○7番（吉富 隆君）

そういうことだということであれば理解をしますが、当然、当初予算ですから、1年分、12カ月分の予算になろうかと思えます。6月から10,000千円だったという説明でしょう。そしたら、3カ月間で5,000千円もふえるのって僕は言っているんですよ。そうでしょう。1年間通して15,000千円かかりますよ。前年度は6月から10,000千円でしたよ。これは消費税が入っているから10,800千円でしょう、実質的には。これはふえる分については理解をするものの、この上限というのは1年間変わらないんですか、金額は。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

予算の規模に関するお尋ねでございますけれども、6月補正で議決をいただきましたので、6月からというよりも7月からの実際は業務になっておると思えます。

それから、あとは内容的にも7月からすぐ開始したものもございますけれども、年度の途中で、やはりこうしたほうが良いということで、年度の途中からメルマガ等々やっていただいたということもありますし、そういった若干の内容的な追加事項もございます。

それから、来年度の予算につきましては、基本的に4月から3月末までに業務を行った場合にどのくらい金額がかかるかということで企業さんのほうに参考見積もりをした上で計上しておりますので、基本的にこの金額が増額になるということはないというふうに思っております。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

今、北村室長さんから御答弁いただいたとおり、じゃ、6月議会に通ったからすぐ仕事に入れないですよ、7月からですよ、8月からやったんですよということであれば理解するんですよ。ただ、ここで15,056千円は変わらないということで理解しとってよろしいですね。はい、わかりました。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第18号の質疑を終結いたします。

日程第6 討論・採決

○議長（寺崎太彦君）

日程第6．討論・採決。

議案第18号 平成29年度上峰町一般会計予算の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして平成29年第1回上峰町議会臨時会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。協力ありがとうございます。

午後2時30分 閉会

上峰町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

上峰町議会議長 寺崎 太彦

上峰町議会議員 大川 隆城

上峰町議会議員 原田 希